

News Release

令和 7 年 2 月 1 4 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

令和7年1月28日の流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる特定小売供給約款等の特例認可等について、異存ないことを経済産業大臣に回答しました

令和7年2月14日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者から申請のあった、令和7年1月28日の流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故の影響を受け災害救助法が適用された地域における、被災した電気の需要家等に対する特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

令和7年1月28日の流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故について、1月29日付で埼玉県の一部地域に対し災害救助法が適用されました。

(参考)災害救助法が適用された地域については内閣府 HP をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/pdf/250128_kyuujo-tekiyo.pdf

これを受け、令和7年2月12日付で以下の電気事業者(※1)から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する特例措置の認可等の申請がありました。

(※1)

○みなし小売電気事業者

・東京電力エナジーパートナー株式会社

○一般送配電事業者

・東京電力パワーグリッド株式会社

○申請概要

特例措置として、令和1月28日の流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に伴う災害救助法適用市町村等(※2)において被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等。別紙のとおり。)で電気の供給を行います。

(※2)災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の電気事業者の HP を御覧ください。(認可等され次第、各社にて掲載予定)

・東京電力エナジーパートナー株式会社

<https://www.tepco.co.jp/ep/notice/>

・東京電力パワーグリッド株式会社

<https://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/>

本申請に関して、経済産業大臣から特例措置の認可等を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 16 条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 66 条の 10 第1項第3号及び電気事業法第 66 条の 11 第1項第5号及び8号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

本ニュースリリースは、第 556 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田上

担当者: 赤松・曾我部・津金

電話 : 03-3501-1529

メール: bz1-s-dentori-somu@meti.go.jp

特定小売供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

〈東京電力エナジーパートナー株式会社〉

- 1 被災されたお客さまの令和6年12月(支払期日が令和7年1月29日以降となるものに限る。)、令和7年1月、2月および3月調定分の電気料金の支払期日をおのおの1ヶ月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和7年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

託送供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<東京電力パワーグリッド株式会社>

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和6年12月(支払期日が令和7年1月29日以降となるものに限る。)、令和7年1月、2月および3月料金計算分の供給側料金算定日を、託送供給等約款(令和6年9月20日届出。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。)18(料金)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18(料金)の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から令和7年3月31日が属する料金計算月までに限り、免除する。ただし、令和7年3月31日が属する料金計算月については、令和7年4月の料金に係る供給側計量期間または供給側検針期間等の始期から令和7年3月31日までの期間(ただし、検針日が毎月1日の需要者については、令和7年3月1日から令和7年3月31日までの期間とする。)における接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除することとし、託送供給等約款33(料金の算定)に準じて日割計算をして、料金を算定する。
 - (2) 令和7年4月1日が属する料金計算月から、被災日が属する料金計算月から6月後の料金計算月までに限り、各月の料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

イ 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とする。)とする。ただし、託送供給等約款33(料金の算定)(1)イ、ロ、ニ、ホまたはトの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間(令和7年4月1日が属する月の料金の算定期間については令和7年4月1日から令和7年4月の料金に係る供給側

計量期間または供給側検針期間等の終期までとする。)における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

- 3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年7月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないとき(分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力が、被災時の1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力をこえないときに限る。)は、託送供給等約款 70(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 4 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年7月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 73(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18(料金)の規定にかかわらず、令和7年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定する。
- 6 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和7年7月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 62(引込線の接続)、63(計量器等の取付け)、64(通信設備等の施設)および 66(電流制限器等の取付け)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、2(2)または5によって割引を行ない接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を算定するときは、8による料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を、2(2)または5に準じて割引を行ない算定する。
- 8 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、2(2)または5によって割引を行ない接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の合計と、7によって算定された1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、託送供給等約款 33(料金の算定)(10)、(11)および(12)の規定

に準じて、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の調整を行なう。

9 被災された発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金の令和6年12月（支払期日が令和7年1月29日以降となるものに限る。）、令和7年1月、2月および3月料金計算分の支払期日を、託送供給等約款34（支払義務の発生および支払期日）の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

10 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限る。）には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 当該発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から令和7年3月31日が属する料金計算月までに限り、免除する。ただし、令和7年3月31日が属する料金計算月については、令和7年4月の料金に係る受電側計量期間または受電側検針期間等の始期から令和7年3月31日までの期間（ただし、検針日が毎月1日の発電者については、令和7年3月1日から令和7年3月31日までの期間とする。）における系統連系受電サービス料金を免除することとし、託送供給等約款33（料金の算定）に準じて日割計算をして、料金を算定する。

(2) 令和7年4月1日が属する料金計算月から、被災日が属する料金計算月から6月後の料金計算月までに限り、各月の料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

イ 割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額とする。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ハ、ニまたはヘの場合は、まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間（令和7年4月1日が属する月の料金の算定期間については令和7年4月1日から令和7年4月の料金に係る受電側計量期間または受電側検針期間等の終期までとする。）における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし、30分ごとの発電量調整受電電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

11 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、令和7年7月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定する。なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用しない。

12 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

最終保障供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

〈東京電力パワーグリッド株式会社〉

- 1 被災されたお客さまの令和6年12月(支払期日が令和7年1月29日以降となるものに限る。)、令和7年1月、2月および3月調定分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款(令和6年3月18日届出。以下「最終保障供給約款」という。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいう。)25(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、令和7年1月29日が属する調定月から7月に限り、各月ごとに次の割引を行ない料金を算定する。
 - (1) 割引の対象
力率割引または割増し後の基本料金とする。ただし、最終保障供給約款23(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。
 - (2) 割引率
(3)に定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。
 - (3) 割引日数
割引日数は、各月の料金の算定期間における、被災により被災時から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定める。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年7月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款53(一般供給設備の工事費負担金)、54(特別供給設備の工事費負担金)および55(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約電力が、被災時の需給契約の契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年7月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款58(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款15(最終保障電力A)、16(最終保障電力B)および17(最終保障予備電力)の規定にかかわらず、令和7年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

- 6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを令和7年7月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 50(引込線の接続)および 51(計量器等の取付け)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。